

## 五所川原市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が競争入札の方法により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「相手方となるべき者」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは必要な調査を行い、その上で落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 この制度は、一般競争入札（政令第167条の5の2の規定による条件付き一般競争入札を含む。）の方法による工事の請負契約に適用する。ただし、当該工事を担当する部の部長が、当該制度を適用することを不相当と判断された場合は、この限りでない。

(調査基準価格)

第4条 工事の請負契約に係る競争入札において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 前号の額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該予定価格に100分の80を乗じて得た額とする。

(調査基準価格の記載)

第5条 低入札価格調査制度の対象となる入札を行うときは、予定価格書及び低入札価格調査基準価格作成調書を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知する。

(1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定が

あれば速やかに全入札参加者に通知すること。

- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって申込みした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は、無効とすること。
- (6) 第8条に規定する基準を満たさない入札を行った者は、失格とすること。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して保留を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(基本的判断基準及び数値的判断基準による判定)

第8条 入札執行者は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準を満たさないときは、当該入札者を失格と判定するものとする。

(1) 基本的判断基準

当該入札の入札前に調査基準価格に満たない入札を行った市発注の工事（共同企業体の方法によるもの及び当該入札の開札日までに完成届を受理されたものを除く。）について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。

(2) 数値的判断基準による判定

前条の規定により入札を終了した場合において、提出された工事費内訳書に記載された工事費目の価格が、次の表の右欄に定める基準をすべて満たしていること。

工事費目	数値的判断基準
直接工事費	予定価格算出の基礎となった直接工事費の100分の75に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
共通仮設費	予定価格算出の基礎となった共通仮設費の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
現場管理費	予定価格算出の基礎となった現場管理費の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
一般管理費	予定価格算出の基礎となった一般管理費の100分の30に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。

- 2 入札執行者は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みした者を低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定するものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となったすべての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み

をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。  
(調査の実施)

第9条 入札執行者は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、当該調査対象者に対し、速やかに調査項目回答書(様式第1号)の提出を求めるものとする。

2 入札執行者は、前項に規定する調査項目回答書に基づき調査を行うほか、必要に応じて次の事項について関係機関への照会等を行い、調査結果報告書(様式第2号)を作成するものとする。

(1) 公共工事の成績状況

(2) 経営状況 取引金融機関等へ照会

(3) 信用状態 建設業法違反の有無等

(審査)

第10条 入札執行者は、財政部長及び建設部長(以下「関係部長」という。)へ調査の報告をするものとする。

2 関係部長は、前項の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査を行い、低入札価格調査意見書(様式第3号)を作成するものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、調査結果報告書及び前条第2項の意見等を尊重の上、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該入札調査対象者を落札者と決定する。

2 調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該調査対象者を失格とした上で、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(第8条第1項の規定により失格と判定された者を除く。以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。

3 第8条及び前2項の規定は、前項の次順位者の申込みに係る価格が調査基準価格に満たない場合の調査及び落札の決定について準用する。

(落札者の報告)

第12条 落札者の決定があったときは、入札執行者は、その結果を速やかに五所川原市建設業者指名審査会長に報告するものとする。

(落札者等への通知)

第13条 入札執行者は、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合は、当該落札者には必要な事項の通知、その他の入札者には適宜の方法により落札の決定があった旨の通知をするものとする。

2 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合は、当該落札者には必要な事項の通知、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者には落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知、その他の入札者には適宜の方法により落札者の決定があった旨の通知をするものとする。

(特約条項)

第14条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月22日から施行する。
- 2 改正後の五所川原市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、平成31年4月1日以後に締結する建設工事の請負契約のうち、令和元年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の五所川原市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事に係る入札について適用する。

調査項目回答書

平成 年 月 日

五所川原市長

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

低入札価格調査の調査項目について次のとおり回答します。

項目	回答
1 その価格により入札した理由	
2 手持工事の状況	
3 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫、資材置場等との地理的条件	
4 手持資材の状況	
5 資材の購入先及び購入先と入札者との関係	
6 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法	
7 労務者の具体的供給見通し	
8 下請先及び下請内容	
9 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 ※契約書写添付	
10 低入札価格調査により請け負った工事の概要及び成績等 ※契約書写添付	
11 経営内容 ※決算書（直近2か年分）添付	
12 建設副産物の搬出地	
13 その他必要な事項	

年 月 日

財 政 部 長  
建 設 部 長

職氏名

調査結果報告書

下記工事について調査を実施したので、別紙のとおり報告します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 添付書類 調査項目回答書  
低入札価格調査書（別紙1）  
工事費積算比較表（別紙2）

## 低入札価格調査書

発注担当課	
工事番号及び工事名	
工事種別	
予定価格（税抜）	
調査基準価格（税抜）	
最低入札価格（税抜）	
最低入札者（調査対象者）	
入札年月日	
調査年月日	
予定工期	

## 工事費積算比較表

(単位：千円)

工種等	最低入札者の 工事費内訳書 (A)		市の積算内訳 (B)		比率 (A/B)	差額 (A-B)
		構成比		構成比		
直接工事費	(内訳)		(内訳)			
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
合 計		100%		100%		
備考欄						

注 1 本表は消費税を含まない。

2 直接工事費については内訳を記載すること。

低入札価格調査意見書

工事名	
入札年月日	
予定価格（税抜）	
調査基準価格（税抜）	
調査対象者	
意見	
低入札価格調査制度において調査対象者となった当該入札者を落札者とすることを  適当 ・ 不適當 と判断します。  <p style="text-align: center;">職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

別記（第 14 条関係）

特約条項

（契約の保証）

第 1 条 約款第 4 条(A)第 2 項中「10 分の 1 以上」とあるのは「10 分の 3 以上」とする。

2 約款第 4 条(A)第 5 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。

（違約金）

第 2 条 約款第 46 条(A)中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。